十五、株式会社ジャンボトラベルサービスに対する件

昭和四十六年（排）第六十号

排除命令

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目三番地
株式会社　ジャンボトラベルサービス
右代表者　代表取締役　水　橋　　英

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社ジャンボトラベルサービスは、昭和四十六年八月十六日から同年九月十六日まで、同年十一月十五日から同年十二月十四日まで、昭和四十七年一月十日から同年三月十日までおよび同年五月二十一日から同年七月二十日までを期間とした一泊二食付旅行募集の取引条件について、「謝恩旅館一泊二食付ご招待（往復の貸切バス代は各自ご負担下さい。）」等と記載したチラシ、「謝恩旅館一泊二食付ご優待（往復の貸切りバス代は各自ご負担下さい。）」等と記載したチラシおよび「KKジャンボ謝恩宿泊ご招待券（本券一枚には、一グループ十名さままで御招待いたします。）」等と記載した招待券を受けた一般消費者の誤認を排除するために、同社が行なった当該旅行募集は、利用者の負担する交通費用に、旅館宿泊料金およびその他の諸経費も含まれるものであって、利用者に宿泊およびその他の諸経費を無料で提供す

るものではない旨を、また、十名に人数を制限しているものではない旨を、さらに、当該旅行募集は、招待または優待旅行ではない旨を、すみやかに、公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、旅行あっせんの取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　同社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社ジャンボトラベルサービス（以下「ジャンボトラベルサービス」という。）は、肩書地に事務所を置き、旅行業法に基づき、東京都知事に登録し、旅行あっせん業を営む事業者である。

二　ジャンボトラベルサービスは、昭和四十六年三月、同社株主総会において、旅行者の募集を行なうことを決定し、これに基づき昭和四十六年八月十六日から同年九月十六日まで、同年十一月十五日から同年十二月二十四日までおよび昭和四十七年一月十日から同年三月十日までを期間とした一泊二食付旅行の募集を行なうことを企画し、昭和四十六年六月初旬「謝恩旅館一泊二食付ご招待」と称するチラシ（以下「第一回チラシ」という。）（別添写一）および招待券（別添写二）をそれぞれ二千枚印刷作成し、その相当部分を東京都およびその周辺地区の一般消費者に配布した。

ついで、同社は、昭和四十六年九月初旬、第一回チラシのうちその見出しおよび説明文中の「ご招待」を「ご優待」に変更し、さらに、昭和四十七年五月二十一日から同年七月二十日までの期間を追加したほかは第一回チラシと同様の事項を記載した「謝恩旅館一泊二食付ご優待」と称するチラシ（以下「第二回チラシ」という。）（別添写三）および招待券（別添写二）をそれぞれ二

千枚印刷作成し、その相当部分を東京都およびその周辺地区の一般消費者に配布した。

三　ジャンボトラベルサービスは、

(一)　第一回チラシの上部に「謝恩旅館一泊二食付ご招待（往復の貸切りバス代は各自ご負担下さい。）……」、「……当社の株主である各旅館が主催し皆様方への謝恩の立場から一泊二食付のご招待を行なうことになりました。……」等と記載し、その下部に「伊東温泉一泊、大室高原、御殿場」ほか十七カ所の観光コースごとに「招待旅館名」および「お一人様交通費ご負担額」として旅館名および金額をそれぞれ記載することにより、あたかも一般消費者を往復貸切バス料金の負担のみでその他の旅館宿泊料金等が無料の旅行に招待するかのように表示している。

(二)　また、第二回チラシにおいて、前記第一回チラシの表示のうち、その見出しおよび説明文中の「ご招待」を「ご優待」に変更し、期間を追加したほかは第一回チラシと同様の事項を記載し、あたかも往復貸切バス料金のみでその他の旅館宿泊料等が無料の旅行に優待するかのような表示をしている。

(三)　さらに前記招待券において、「KKジャンボ謝恩宿泊ご招待券」と記載したうえその下に「本券一枚には一グループ一〇名さままで御招待いたします。……」と記載することにより、一般消費者に対し、あたかも招待人数を限定するかのような印象を与え、ことさら招待旅行であるかのような表示をしている。

四　しかるに、本件の旅行は、例えば「伊東温泉、大室高原、御殿場コース」の場合についてみると、同社の企画における計算によれば、お一人様交通費で負担額四千八百円と記載している金額の内訳は、宿泊および食事料金三千円、バス料金千三百円その他の諸経費五百円であって、利用者の負担金のみで旅行費用一切をまかなうものであり、これ以外の十七カ所のコースについても同様である。

また、前記招待券は、実際には十名をこえてもその人数を制限していない。

したがって、本件旅行は、いわゆる「招待」または「優待」旅行ではない。

法令の適用

前記事実によれば、ジャンボトラベルサービスは、その旅行会員募集の取引条件について、実際のものよりも相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年十二月二十七日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋　勝好

委員　橋本徳男

委員　呉　文二

別添写



氏　名	年令	〒	住　所	電　話

謝恩旅館1泊2食付ご招待

（往復の貸切りバス代は各自ご負担下さい。）

[illegible]海外旅行部を設立、[illegible]各旅館が主催し皆様方への謝恩の立場から1泊2食付のご招待を行うことになりました。

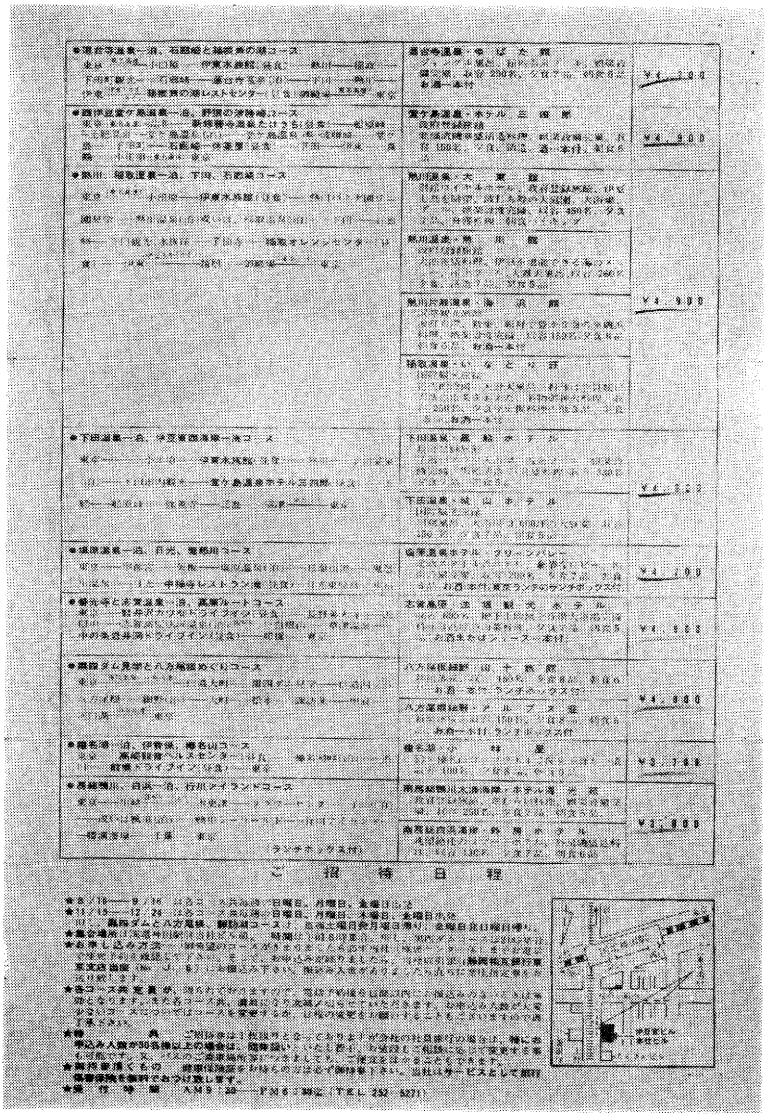
[illegible]

旅館の謝招待券は本年8月16日～9月16日、11月15日～12月24日、47・1月10日～3月10日迄で有効[illegible]（座席予約センター、262－5271（大代表））[illegible]

各種コース	招待旅館名	各一人補交通費ご負担額
●伊東温泉一泊、大室高原、御殿場コース [illegible]	伊東・陽[illegible]館 [illegible] / 伊東・[illegible] [illegible] / 伊東・[illegible] [illegible]	¥4,[illegible]
●熱海温泉一泊、江の島、鎌倉コース [illegible]箱根芦の湯レストセンター[illegible]小田原富士観ドライブイン[illegible]	熱海・松濤本館 [illegible]	¥4,[illegible]
●土肥温泉一泊、浄蓮の滝コース [illegible]たけうち旅館[illegible]清水旅館[illegible]	土肥・山[illegible]屋 [illegible]お酒一本付	¥4,700
●[illegible]温泉一泊、日本平めぐりコース [illegible]三津浜水旅館[illegible]	[illegible]・古奈ホテル [illegible]	¥5,[illegible]
●湯河原温泉一泊、箱根、真鶴コース [illegible]箱根湯の花レストセンター[illegible]真鶴岬ケープパレス[illegible]	湯河原・ホテル乃[illegible] [illegible] / 湯河原・[illegible]館 [illegible] / 湯河原・[illegible]明館 [illegible]	¥5,[illegible]
●今井浜温泉一泊、天城コース [illegible]天城七滝[illegible]	今井浜・桜井荘 [illegible]お酒一本付 / 峰温泉・[illegible]峰館 [illegible]お酒一本付	¥4,[illegible]
●湯ケ島温泉一泊、天城七滝コース [illegible]伊東水族館[illegible]たけうち旅館[illegible]	湯ケ島・天城温泉ホテル [illegible]お酒一本付 / 河津七滝・七滝温泉ホテル [illegible]お酒一本付	¥4,[illegible]
●新修善寺温泉一泊、伊豆富士見ランドコース [illegible]伊豆富士見ランド[illegible]三島清水旅館[illegible]	新修善寺温泉・たけうち [illegible]お土産付、お酒一本付	¥4,[illegible]
●南伊豆下賀茂温泉一泊、石廊崎と波勝崎コース [illegible]伊東水族館[illegible]稲取オレンジセンター[illegible]	下賀茂温泉・ホテル[illegible]屋 [illegible]お銚又はジュース一本付	¥4,[illegible]

ジャンボトラベルサービス TEL.262-5271（代）
[illegible]

七〇



ご 招 待 日 程